

交通安全部会の審議について

資料 2-1

部会の目的

(部会のテーマ) 安全・安心なまちづくりを推進するため、身近な課題として、自転車の運転が重大な事故につながる可能性があることから、自転車走行に関するルール、マナーの周知、啓発をテーマとする。

(部会の目的) 平成20年6月に「自転車の新しい通行ルール」が施行されたが、必ずしも自転車利用者への周知、啓発が進んでいない。このことからより多くの区民に自転車ルール、マナーの周知、啓発を行い、安全に自転車を利用でき、自転車事故を防止することを目的とする。

今までの検討経過

- ・自転車のルール、マナー、法律等について多摩警察署交通安全課より説明を受ける。
- ・自転車の「ルール、マナー」を周知する第一歩として、警察等が発行している既存のチラシを自転車利用者等に配布することが有効であるのでチラシの配布方法等の検討を行った。

部会の方向性

- チラシをより多くの区民に配布することにより、自転車マナーの周知と向上を図る。
- チラシを活用した周知、啓発以外のアピール方法の検討も行っていく

チラシ配布の有効な周知方法

- 配布場所 
- 配布方法

- 児童及びその保護者 
- 通勤・通学者
- 高齢者
- 自動車運転者

チラシ以外のアピール方法

- 市政だより（区版）
- タウン誌等 
- ホームページ等

自転車の乗車マナー向上の推進・自転車事故の防止

部会で出ている主な対象者とマナー周知方法

対象者：児童及びその保護者

- 学習塾 ⇒ 自転車で通う子どもが多い
- 区のPTA協議会と協力 ⇒ 親から子へ周知することが可能
- 地域教育会議等と協力 ⇒ 学校区ごとに自転車マナーの現状を把握し、問題意識を高める

対象者：通勤・通学者

- 自転車等駐車場 ⇒ 最寄り駅まで自転車を利用する人へ配布が可能

対象者：高齢者

- まちなかの病院 ⇒ 若い人に比べ病院を利用する人が多い
- 銀行 ⇒ 年金を口座から引き出す際などに利用する人が多い

その他のアピール方法

対象者：多世代

- 市政だより（区版）の利用 ⇒ 町内会（自治会）からの配布、区役所・駅・銀行などで容易に入手できる
- タウン誌への掲載 ⇒ 新聞折込等で幅広く配布されている
- ホームページへの掲載 ⇒ インターネット利用者に向け、区ホームページ等で周知

今後の検討事項

- 現在あるチラシを有効に活用しながら、周知対象ごとに効果的な周知方法を検討し、自転車マナー向上の方法を審議して行く
- チラシ以外の自転車マナーのアピール方法を検討し、自転車マナーの向上を目指す

コミュニティ交流促進部会の審議について

資料 3-1

部会の目的

(部会のテーマ) 核家族化や単身世帯の増加が進むこと等により、地域のコミュニティが希薄になっている。そのため、安心・安全、子育て支援、高齢社会への対応など、地域ぐるみでの取組が必要であることから、コミュニティ交流の促進をテーマとする。

(部会の目的) 世代間の交流ができる、身近なコミュニティの「場」や「人材の育成」、「しきけ」などを検討することにより、地域コミュニティが活性化することを目的とする。

今までの検討経過

- ・コミュニティを「場（施設）」・「人材」・「しきけ（方法）」の3つの視点で考え、「場（施設）」から調査を開始
- ・「場（施設）」の現状について、どのような施設があり、どのような目的で利用できるかの調査を行い、表及び地図を作成した。

部会の方向性

- 「場」として地区ごとに施設の分布を調査し、既存の施設数の適否などの検討を行う。
- 既存施設の運用・規則について検討し、コミュニティの「場」として利用しやすい施設の検討を行っていく。

世代間交流が可能なコミュニティ施設の確認

・コミュニティの区域・既存施設の規則等の見直し・新しい施設の検討

コミュニティ交流に必要な「人材」の検討

コミュニティ交流を活性化する「しきけ」（事業など）の検討

コミュニティ交流の促進に関する提言

部会で出された地域コミュニティに関する意見

必要なコミュニティの場（施設）

- 柔軟に利用できる施設 ⇒ 世代間交流、多少の飲食ができる施設
 - 施設の距離が近い ⇒ 民間施設の活用（既存の区内公的コミュニティ施設まで遠い）
 - 誰もが行きやすい施設 ⇒ 高齢者、子育て中の親が安心して行ける施設
- ※学校やNPOなど民間施設についても調査をしていく。

キーワード「ふらっと立ち寄れる」場所

コミュニティの「場（施設）」に求める機能

- 多世代交流ができる ⇒ サロン的なスペースがある、年齢に関係なく利用できる
- 軽い運動ができる ⇒ 軽スポーツ・体操などができる、スポーツするための道具がある
- 市民活動支援、情報発信・収集ができる ⇒ 打ち合わせができる、チラシを置くことができる、講座を開催できる

コミュニティ交流の人材の活用

- 技術、ノウハウを持っている人の発掘・ネットワーク化 ⇒ 定年退職したシニア世代・市民団体等の活用
- 人材育成 ⇒ 民生委員等のなり手を増やす、子ども等を見守る意識を高める

コミュニティ交流を促進するしきけづくり

- 人が家から出て施設に行きたくなる仕組みの構築 ⇒ 健康体操など健康をテーマとした講座の開催、誰もが地域で活躍できる仕組みの検討
- 空き店舗活用 ⇒ 空き店舗を活用して、地域で協議会等をつくり、フリースペースとして運営するほか、季節ごとにイベント等を開催する。（例：長沢ひろば）

今後の進め方

- 利用目的別に既存の施設の分布状況を調査し、身近なコミュニティの範囲のエリアや施設数の適正について新たな施設の必要性の有無も含めて審議した上で、コミュニティ交流の促進に繋がる既存施設の活用方法を審議していく

区内既存施設コミュニティ活用のための分析シート

資料 3-2

施設	利用料	多世代交流			軽スポーツ、軽く体を動かすレクレーション			市民活動支援・情報発信、収集				
		子どもから高齢者まで年齢に関係なく利用できる。 ふらっと寄ることができるととも来る。(目的がなくとも来る。)	サロン的なスペースがある。	身体を動かすことができる。(身体を動かすことが禁じられない) 例: 体操、ヨガ、太極拳 卓球など	身体を動かせるスペースがある	軽いスポーツのための器具や道具がある。	市民活動団体が打ち合わせなどに使える。	印刷や裁断、折などの作業ができる。	市民活動団体のチラシなどを置くことができる。	施設で講座等が開催されている。	講座を企画して開催することができる。(スペースがある)	
老人福祉センター	無料	×	×		×	×		○			○	○
老人いこいの家	無料	×	○		○	×		○	×		○	○
こども文化センター	無料	×	○	×	○	○	○	○	×	○	○	×
地域子育て支援センター	無料	×	○		○							×
多摩市民館	有料	○	×	×	○	○	○	○	×	○	○	○
市民活動支援センター	無料	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×
生田中学校特別創作活動センター	有料	○	×	×	×	×	×	○	×	○	○	○
神奈川県横浜川崎治水事務所 川崎治水センター	有料	○	×	×	○	○	○	○		○ (登録団体のみ)	×	×
ふれあいホール※		○	×	×	○			○			○	○
KFJ多摩「すかいきつず」(児童館)	無料	○			○	○						
宿河原会館※	有料	○	×	×	○			○			○	○
中野島会館※	有料	○			○	○		○				
菅町会館※	有料	○			○	○		○				
長尾会館※	有料	○			○	○		○				
登戸南町会館※		○				○		○				
東生田会館※		○	×	○	○	○	○					
五反田会館※		○	×	○	○	○	×					
専修大学		○	×	×	○ (体育館)	○ (体育館)	○ (体育館)	×	×	○ (内容による)	○	○
専修大学サテライトキャンパス	有料	○	○	×	×	×	×	○	○ (有料・コピーのみ)	○ (内容による)	○	○

※印は現在確認中の施設です

区内既存施設コミュニティ活用のための分析シート

資料 3-2

施設	利用料	多世代交流			軽スポーツ、軽く体を動かすレクレーション			市民活動支援・情報発信、収集				
		子どもから高齢者まで年齢に関係なく利用できる。	ふらっと寄ることがができる。(目的がなくとも来る。)	サロン的なスペースがある。	身体を動かすことができる。(身体を動かすことが禁じられない) 例:体操、ヨガ、太極拳 卓球など	身体を動かせるスペースがある	軽いスポーツのための器具や道具がある。	市民活動団体が打ち合わせなどに使える。	印刷や裁断、折などの作業ができる。	市民活動団体のチラシなどを置くことができる。	施設で講座等が開催されている。	講座を企画して開催することができる。(スペースがある)
明治大学		○	○	○	○(体育館)	(体育館)	(体育館)	×	×	○(内容による)	○	○(内容による)
日本女子大学		○(内容による)	×	×	×	×	×	○(内容による)	○(有料・コピーのみ)	○(内容による・学内優先)	○(不定期)	○(内容による)
日本女子大学生涯学習センター		○	×	○(有料)	○(講座のみ)	○(講座のみ)	×	○(有料・内容による)	○(有料・コピーのみ)	○(内容による・学内優先)	○	○(有料・学内催事優先)
多摩福祉パル	無料	×	×	×	×	×	×	○	○(有料)	○	○	○
道路公園センター	無料	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×	×
緑化センター※		○	○	×	○	○	×	?	×	?	○	○
二ヶ領せらぎ館※		○	○	○	?		×	○	×	○	○	○
町会会館※		○	×		○	○	×	○	○	○	○	○
県営・市営住宅集会室※		○	×	×	○	○	×	○	×	×	×	○

※印は現在確認中の施設です

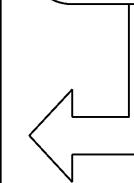
区内学校施設開放一覧

資料 3-4

川崎市内の小学校・中学校の校庭や体育館、特別教室は、学校教育に支障の無い範囲で、地域の団体のスポーツ・レクリエーションや生涯学習・市民活動等に利用できる。

	学校名	電話	住所	校庭	体育館	特別教室	夜間校庭
小学校	1 稲田小学校	911-7041	多摩区宿河原 3-18-1	○	○	○特別活動室	
	2 長尾小学校	866-1541	多摩区長尾 7-28-1	○	○		
	3 宿河原小学校	933-5437	多摩区宿河原 2-1-1	○	○	○会議室・図書室	
	4 登戸小学校	911-2124	多摩区登戸 1329	○	○	○図書室	
	5 中野島小学校	911-8515	多摩区中野島 3-12-1	○	○		
	6 下布田小学校	944-5448	多摩区布田 23-1	○	○		
	7 東菅小学校	944-2832	多摩区菅馬場 2-19-1	○	○		
	8 南菅小学校	944-5320	多摩区菅馬場 3-25-1	○	○	○視聴覚室	
	9 西菅小学校	945-8181	多摩区菅北浦 4-2-1	○	○	○特別活動室	
	10 菅小学校	944-2107	多摩区菅 2-6-1	○	○	○特別活動室・図書室	
	11 東生田小学校	911-4619	多摩区沢形 4-9-1	○	○		
	12 三田小学校	900-1986	多摩区三田 3-6-4	○	○	○音楽室	
	13 生田小学校	911-2115	多摩区生田 7-22-1	○	○	○音楽室	
	14 南生田小学校	954-5764	多摩区南生田 3-1-1	○	○	○音楽室	
中学校	1 稲田中学校	911-4224	多摩区宿河原 4-1-1	○	○		
	2 沢形中学校	900-1304	多摩区沢形 1-22-1	○	○		
	3 中野島中学校	944-4734	多摩区中野島 1-16-1		○	○武道場	
	4 南菅中学校	944-5307	多摩区菅馬場 4-1-1	○	○		
	5 菅中学校	944-8002	多摩区菅城下 28-1	○	○		
	6 生田中学校	911-4201	多摩区三田 2-5420-2		○		
	7 南生田中学校	954-5613	多摩区南生田 3-4-1		○	○図書室	○

施設	利用可能日	利用時間
校庭	土・日・祝日及び学校の休業日	午前9時から午後5時まで
		夏季休業日は午後6時まで
体育館	土・日・祝日・学校の休業日 及び学校教育に支障のない平日	午前9時から午後9時まで
		平日は午後6時から午後9時まで その他の日は午前9時から午後9時まで
特別教室	平日・土・日・祝日及び学校の休業日	



多摩区内学校図書館開放実施校

○南菅中学校

○宿河原小学校

※学校図書館を、土・日曜を中心とした学校教育活動に支障のない時間帯に、近隣住民の方々(児童、親子連れの他、大人が単独で利用することも可能)に開放し、図書の閲覧・貸出サービスを行っています。